辰巳の[illegible]支配人たる現況長大倉忠吉なる者の実業
いしに同姓大倉藤市の手に渡したる為め辰巳に取りては
甚大なる問題なりと先づ謂ひ現任幹部の協議となり
一先づ鎮静せしむるより談じ方なしと議一決して前営
業主任たる現大株主たる佐々木某なる者に案に合め
て取り計らしめ、前記配達人の代表者と見為す迄の加藤
某を招きて三日間の猶予をよへられたしと申込し迄
配達代表は直に諾し置きて他の人々に報告なし
一同共に合等の不平なき、撰搭なりし迄午後の配達
を終りし後より各自が寄合う協議せし者が午後十時
頃なりて誘ひ云ふ所なく、三日間の猶予なして居る
対は相手に渡せらるる恐あり殊に実の父の為に種々

書策中如迄に決結事柄書の切掛しにかゝる事は実を見る
より明らかなれば只今より突撃する方得策ならんと
云ふ者多数を占め其の手段として現場に居らざる者
数も著きるなりとの説が勝を制し是等労働者仲間
の常として殊に附近なるが故に多数集合し
に押寄せ四十郎に対して登場したる[illegible]此の報を聞きたる幹部
即ち辰巳側の警き一方なら[illegible]手を打ち[illegible]
なりしが特別元興業辰巳平[illegible]の屋人なりし[illegible]
者なる者が辰巳への陰見嫌厭の為め辰巳に申出て自分に
任せられたしとの事に辰巳側事ひなりて此の者に依頼致し
たるに新しく辰巳に対し電話あり諸君をタクシー自動車
にて送る者なれば差支いなき旨の問合せなりしに取敢ず